

## 相模原クレマチスの会規約

- 第1条 (名称) 本会は、相模原クレマチスの会という。
- 第2条 (目的) 本会は、クレマチスの同好者をもって組織するボランティア団体であり、その活動を通して同好者の親睦とクレマチスの普及・啓発を図ることを目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
- (1) クレマチス栽培技術向上のための勉強会および情報交換の実施
  - (2) クレマチスを中心とした花壇「風のガーデン」の植栽管理を通じた地域貢献
  - (3) 麻溝公園で開催されるクレマチスイベント等への協力
  - (4) クレマチス展示会および講習会等の開催
  - (5) 会員間のクレマチス苗交換会や譲渡会の開催およびクレマチスの苗配布
  - (6) ナーセリー訪問やクレマチスガーデン見学会および他のクレマチス愛好団体との交流
- 第4条 (事務局) 本会の事務局を当該役員宅に置く。
- 第5条 (会員) 本会の会員は、会の目的に賛同し、会費を納入した者とする。
- 第6条 (会費) 年度会費は2,000円とし、年度開始1か月以内に納入するものとする。  
夫婦、親子等家族が連名で入会する場合は、2人目の会費は半額とする。
- 第7条 (入会) 入会を希望する者は、会規約に賛同の上、年度会費を添えて申し込む。  
年度途中で入会する場合も、年度会費として2,000円を納入する。
- 第8条 (退会) 会員による退会の意思表示、または期間内に会費を納入しない場合は、特別な理由が無い限り退会したものと見なす。なお年度途中で退会した場合も年度会費は返還しない。
- 第9条 (役員) 本会は次の役員を置き、その職務を果たす。また役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を総括する。また本会の事業に必要な事項を定める。  
また会員の個人情報、責任をもって管理する。
  - (2) 副会長 1名 会長を補佐し、会長不在時は、その職務を代行する。
  - (3) 会計 1名 会の経理を行う。
  - (4) 運営委員 若干名 総会の決議に基づき、会務を処理する。
  - (5) 監事 1名 会の会計の状況を監査する。
- 第10条 (顧問) 本会は顧問を置くことが出来、顧問は会長が委嘱する。
- 第11条 (役員会) 役員会は、会長、副会長、会計および運営委員をもって構成し、次の会務を行う。
- (1) 当該年度事業報告および収支決算のまとめ
  - (2) 次年度事業計画および収支予算案の策定
  - (3) 規約の制定および改廃
  - (4) 役員を選任
  - (5) その他、会の運営に関する重要事項の検討
- 第12条 (総会) 役員会で審議された事項に関する最終決定を行う。ただし緊急事案については役員会にその権限を委ねることとする。
- 第13条 (経費) 本会の収入は、会費、寄付金および会の活動による収入を充てる。
- 第14条 (事業年度) 4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第15条 (剰余金) 年度末に生じた剰余金は、その全額を次年度に繰り越すものとする。
- 「附則」 本規約は、令和6年5月1日から施行する。